

令和6年度 活動方針及び事業計画

第1 活動方針

北海道の未来を担う青少年が、心身ともに健やかにたくましく成長することは、道民すべての願いです。

当協会は、昭和41年の設立以来、青少年の非行を防止するとともに、青少年健全育成の環境づくりを進めるため、道民運動として展開してまいりました。

昨年4月に「こども家庭庁」が発足し、「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども大綱の決定や各都道府県・市町村による計画の策定が進められるなど、青少年の健全育成を巡る行政の施策等は、大きな転換期を迎えています。

青少年を取り巻く状況は、いじめや不登校、児童虐待、インターネット・SNSの利用に伴うトラブルや被害の増加、困難を有する子ども・若者の社会的自立の支援や子どもの貧困問題、ヤングケアラーなど憂慮すべき様々な問題が生じており、その背景には少子化や核家族化、情報化社会の進展、家庭や地域の教育力の低下など様々な要因が複雑に絡み合い、様相はますます多様化・複雑化しています。

このため、次代を担う青少年の育成には、社会全体の責務として、行政や学校関係者を始め関係機関・団体、企業、NPOなど様々な立場からの取り組みが必要であり、また、そうした活動が相互に連携しあうことが大切です。そして、全ての道民が青少年の育成について関心を持ち、「青少年は地域から育む」という意識を持って活動し、支援していくことが重要です。

当協会は、本道の青少年育成運動の推進を担う立場から、官民それぞれの活動との連携を一層推進し、道民の理解と協力を広く呼びかけ、青少年の育成支援のための取り組みが、全道で更に幅広く力強いものとなっていくよう取り組んでまいります。

令和6年度では、こうした方向性の元に、次の3点を重点方針として、引き続き、従来から進めてきた各種の事業を積極的に推進するとともに、地域住民や関係者の視点に立ち、地域の声に耳を傾け、必要な支援・情報等を届けられるよう使命感を持ちながら、青少年育成運動を展開してまいります。

重点方針

1 青少年育成住民運動の促進

青少年育成運動推進指導員や市町村民会議などへの情報提供や研修機会の充実を図り、住民運動の促進に努めます。

2 青少年を社会全体で育成・支援する環境づくりの推進

青少年育成・支援への理解と取り組みが全道に広がるよう、関係機関・団体との連携・協力により各種情報の発信や「道民家庭の日」の普及促進、協賛店の拡大に努めます。

3 青少年の主体的な社会参加・体験活動の促進

北海道青少年基金等の活用により、青少年が自立し健全な社会人として成長するよう、青少年の社会参加・体験活動を促進し、青年が地域で実践する活動の支援に取り組めます。

第2 事業計画

1 青少年育成住民運動の促進

青少年の健やかな育成を図る住民運動を効果的に推進するため、全道に青少年育成運動推進指導員を配置するとともに、地域関係者との合同会議を開催するなどして、住民の理解を深め、住民とともに地域全体で運動を促進する。

(1) 北海道青少年育成運動推進指導員の配置

全道各市町村や(総合)振興局に計238名を配置し、住民に対する啓発や地域の団体活動の連携を促進する。

(2) 青少年育成地域合同会議の開催(北海道との共催事業)

- ア 開催期日 令和6年5月中旬～6月中旬
- イ 開催場所 (総合)振興局単位(14会場)
- ウ 参集範囲 推進指導員、市町村民会議関係者、市町村青少年行政担当者、関係行政機関青少年行政担当者



▲管内関係者による合同会議(檜山)

(3) 青少年育成に関する市民組織との連携強化

青少年育成市町村民会議(令和5年度末現在66市町村設置)など地域で青少年育成に関する活動や協議を担う組織、各種団体との連携を強化する。

また、各市民組織の活動状況をホームページや機関誌「育む」などで情報提供し、運動の活性化を図る。

(4) 青少年育成地域懇話会の開催

青少年育成市民組織等と連携して、青少年育成に関わる有識者と地域の活動関係者等による懇話会を開催し、地域全体での青少年育成への理解を深めるとともに、活動の活性化を図る。

- ア 共 催 青少年育成市民組織等
- イ 開催場所 渡島管内 知内町
釧路管内 標茶町



▲地域懇話会での講話(新十津川町)

2 青少年を社会全体で育成・支援する環境づくりの推進

各種啓発活動を通じ青少年の育成について道民の理解を深め、青少年の健やかな成長を社会全体で取り組む環境づくりを進める。

(1) 北海道青少年育成大会の開催

(北海道・(独)国立青少年教育振興機構との共催事業)

青少年育成関係者が一堂に会して、青少年健全育成功労者等の表彰、青少年を取り巻く諸課題について認識を深めるための基調講演を行うほか、「少年の主張」全道大会を併せて開催する。

- ア 開催時期 令和6年9月6日(金)
- イ 開催場所 札幌市 かでる2・7(道民活動センター)
- ウ 参集範囲 青少年育成関係者など 約400名
- エ 主な内容 青少年健全育成功労者等の表彰、基調講演、「少年の主張」全道大会等



▲北海道青少年育成大会での「少年の主張」全道大会

(2) 青少年育成運動活性化研究協議会の開催

青少年育成運動推進指導員をはじめ、道内各地の関係者やボランティアを対象として、運動の現状や課題、今後の進め方についての共通理解や認識を深め、地域における住民運動の活性化を図る。

- ア 開催時期 令和6年11月8日(金)
- イ 開催場所 札幌市 かでる2・7(道民活動センター)
- ウ 参集範囲 推進指導員、青少年育成市民組織関係者、地区青少年育成委員等 約200名
- エ 主な内容 基調講演、分科会協議など



▲活性化研究協議会 分科会

(3) 明るい家庭づくり道民運動の推進

平成12年度に制定した「道民家庭の日」(毎月第3日曜日)の取組について、青少年育成運動推進指導員や北海道、市町村などの関係機関・団体と一体となって普及促進を図る。(運動推進市町村 161市町村(令和3年度調査時点))

- ア 広報啓発資材の作成配付、ホームページ・LINEでの情報発信
- イ 市町村広報誌等への掲載要請等(地域合同会議等で要請)
- ウ 青少年育成運動推進指導員による各種会合等での普及啓発等



▲「道民家庭の日」キャラクター ふくろうのほーほーくん

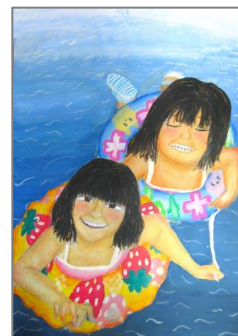
- エ 家族ふれあい優待制度の普及(協賛店(令和5年度末 現在 340店)の拡大)
- オ 「道民家庭の日」絵画コンクールの実施及び入賞作品展(札幌市内・振興局)の開催や入賞作品を活用したカレンダーの作成・配付
- カ イメージキャラクター“ほーほーくん”を活用した北海道との連携による「道民家庭の日」街頭啓発の実施(令和6年4月～令和7年3月/JR札幌駅他)
- キ 各種イベント・行事などへの積極的な参加による広報活動



▲絵画コンクール入賞作品展(チカホ)



▲絵画コンクール2023最優秀賞(小学生)



▲絵画コンクール2023最優秀賞(中学生)

(4) 青少年を非行・被害から守る環境づくりの推進

- ア 関係団体と協力した街頭啓発活動の実施

7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(国)及び「青少年の非行・被害防止道民総ぐるみ運動強調月間」(北海道)、11月の「秋のこどもまんなか月間」(国)において、各主催者と連携し街頭啓発を実施する。

- イ 麻薬覚せい剤乱用防止活動の推進(各会議での協議)
- ウ 未成年者の飲酒・喫煙防止活動の促進(各会議での協議)
- エ 有害情報から青少年を守る活動の推進

北海道や学校関係者、情報通信企業等により構成する北海道青少年有害情報対策実行委員会などの一員として、インターネットや携帯電話による有害情報から青少年を守るため、各種啓発活動を進める。



▲関係機関と啓発活動

(5) 「北海道青少年のための200冊」の選定・推奨

青少年に優良図書を提供し読書への機運を高めるため、関係団体の協力を得て「北海道青少年のための200冊」を選定し、目録や啓発ポスターを作成して、全道の幼稚園や小中学校、高校など関係方面に配付するとともに、読書感想文コンクールなどに協力する。



▲200冊啓発ポスター

(6) 青少年育成関係団体懇談会の開催

道内の青少年育成関係団体が参集し、相互の連携協力や青少年育成運動の効果的な促進について、意見交換や協議を行う。

(7) 広報活動の推進

青少年育成への理解と関心を高めるため、機関誌、リーフレット、ポスターなど各種資料の作成・配付や、ホームページ・LINE(ライン)等を活用した広報活動を行う。

また、研修会等へ講師の派遣を行う。

ア 各種資料

- ・機関誌「育む」の発行（年2回）
- ・青少年育成に係る各種リーフレット等の作成
- ・ホームページ・LINE等を活用した広報の実施

イ 講師の派遣

(総合)振興局、市町村、青少年育成団体等が開催する研修会等に講師を派遣する。



▲機関誌「育む」の発行

3 青少年の主体的な社会参加・体験活動の促進

青少年が健やかに成長し自立した社会人となるよう、青少年の社会参加・体験活動を促進し、青年の地域における実践活動の支援に取り組む。

(1) 青少年の社会参加・体験活動等への支援(北海道青少年基金事業)

青少年の社会参加・ボランティア活動、体験活動を促進するため、北海道青少年基金の運用益を活用し、助成事業、顕彰事業を行う。

また、基金については、引き続き企業、団体等に対し募金の協力要請を行うほか、各種大会等における募金活動や成人記念募金の実施など基金の拡充に努めるとともに、適切な運用を図る。

ア 助成事業

青少年団体・グループ及び青少年育成団体等が行う交流・体験活動、社会貢献活動、文化・スポーツ活動、国際交流活動などの社会参加・体験活動事業に対して、助成金を交付する。(30～35団体予定)

イ 顕彰事業

優れた活動を展開している青少年及び青少年団体・グループを顕彰する。(2件予定)



▲交流・体験活動事業

(2) 北海道青年活動元気づくりプロジェクト事業の推進

青年が、地域活動の実践を通じ、自らの能力の開発・向上と仲間づくりを進めることを支援し、地域の中核的人材や担い手として成長することを促進するため、青年の地域における実践活動に助成する。

「元気づくりプロジェクト」助成事業

青年団体・グループが行う青年の社会参加を促進する活動、地域の安全・安心を高める活動、子どもの体験活動を広げる活動、障害者や高齢者などの生活支援を進める活動、地域おこしを進める活動等に対し、助成金を交付する。(4件予定)



▲地域交流・市街地活性化を進める活動

4 国や中央団体等との連携

政府が進める「こどもまんなか社会」の実現に向けた、各分野への取組や政策に積極的に関わり、地域へ必要な情報・支援を届けていくとともに、北海道、独立行政法人国立青少年教育振興機構との連携により、「少年の主張」全道大会を開催する。

また、「全国青少年育成県民会議連合会」の一員として、他県民会議と情報交換や連携することで幅広い活動を推進する。



▲「こどもまんなか」マーク

5 的確な法人運営

(1) 賛助会員の確保

公益法人としての的確な法人運営を確保し、長期的に安定した青少年育成運動を進めるためには、自主財源の確保が不可欠であることから、引き続き、様々な機会を捉え、個人・企業・団体を含めた賛助会員の募集に努める。

(2) 法人の適正な運営

理事会、評議員会、基金管理運営委員会を開催し、法人の適正な運営を図る。

各事業の詳細については、当協会HPをご覧ください →

